

令和 2 年 度

四日市市会計年度任用職員（医師事務作業補助者）採用試験要項

1 募集職種、主な業務・採用予定人数

- ① 募集職種 会計年度任用職員（医師事務作業補助者）
- ② 主な業務
外来診察室内に入り、診察中の医師の指示のもと事務的な補助を行う仕事です。
医師事務作業補助者の中での中心的な職員として業務を担っていただきます。
診察予約など各種オーダーの電子カルテ入力、診断書等各種書類作成補助、患者受付案内等
- ③ 採用予定人数 25名程度

2 勤務場所

市立四日市病院 外来診察室内

3 採用予定日

令和2年4月1日

4 受験資格 次の①～④の条件を満たす方。

- ① 昭和35年4月2日以降生まれの方。
- ② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方。
- ③ 外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方。
- ④ 電子カルテシステム導入病院における6ヶ月以上の医師事務作業補助者の実務経験を有するか、令和2年4月1日時点で有する見込みの方。
※なお、医師事務作業補助者の実務経験とは別紙「実務経験申告書」業務内容の番号1～3にあげた業務に従事した経験を指します。

5 試験科目

教養試験（50分） 国語（日本語）能力及び数的処理能力についての試験を行います。
小論文（60分） 当日指定されたテーマに対する作文。
適性検査（50分） 主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接（15分程度） 人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います。

6 試験日及び会場

教養試験、小論文、適性検査 令和2年1月26日（日） 午前9時～
面接試験 令和2年2月1日（土）または2月2日（日） 予定
（日時は受験者に通知します）
市立四日市病院（四日市市芝田二丁目2番37号）

7 提出書類

- ① 受験申込書 1部
（当院規定用紙 3カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真を申込書及び受験票に貼付すること）

- ② 医師事務作業補助者の実務経験申告書
- ③ 封筒（長3型） 2通
（受験票、試験結果送付用。宛名を明記し、84円切手を貼ること）
- ④ 在留資格を証する書類（住民票等） 1部 （外国籍の方のみ）

8 提出期限

令和2年1月15日（水）までに必着（郵送も同じ）

※ 受付時間は月～金曜日（祝日を除く）…午前8時30分～午後5時15分

9 提出先

四日市市芝田二丁目2番37号（〒510-8567）

市立四日市病院 総務課 Tel (059) 354-1111 内線 5211

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書のこと

■■勤務条件（令和2年4月予定）

(1) 初任給

165,880円（金額は地域手当（10%）を含む）

- ・前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。（同職種の前職がある場合に限りです）
- ・諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.45月分）、退職手当などが支給されます。
- ・民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- ・「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

(2) 勤務時間等

1週あたり38.75時間

原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。

(3) 休暇

年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

(4) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。（令和3年3月31日）

（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和5年3月31日まで。）

（その後は選考による再度の任用あり。任用期間などについては上記と同様の扱いとする。ただし62歳を超えての再度の任用はありません。）

■■参考

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者